

## 第3編 市街地再開発事業等資金融資

### 第1章 事業資金貸付金

#### 第3条 国の貸付対象

国は、法第1条第3項の規定により、同項第1号（法第2条第4項表の2項に規定する貸付金を除く。）の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

#### 第3条の2 地方公共団体の貸付対象

地方公共団体は、市街地再開発事業を施行する個人施行者（その施行地区が第一種市街地再開発事業の施行区域内又は市街地再開発促進区域内にある事業を施行する者に限る。）、市街地再開発組合又は再開発会社（都市再開発法第50条の2第3項に規定する再開発会社をいう。）（以下この編において「組合等」という。）に対して当該市街地再開発事業に要する費用の貸付けを行う。

#### 第3条の3 国の貸付額

第3条の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

#### 第3条の4 地方公共団体の貸付額

- 1 第3条の2の規定に基づき地方公共団体が一の組合等に対し貸し付ける総額は、市街地再開発事業に要する費用の2分の1を超えないものとする。
- 2 第3条の2の規定に基づき地方公共団体が一の組合等に対し貸付けを行う年度においては、第3条の7の組合等資金貸付金資金計画書に定める当該年度の資金支出が資金収入を下回らないこととする。

#### 第3条の5 貸付条件

- 1 国の貸付金（以下「地方公共団体資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下この編において「組合等資金貸付金」という。）は無利子とする。
- 2 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還期間は8年以内（都市再開発法第11条第3項の事業計画の認可を受けていない市街地再開発組合にあつては12年以内）とする。国及び地方公共団体は、これらの償還期間の範囲内において、組合等の事業施行の状況、資金の状況等を勘案して、組合等ごとに適正な償還期間を定めるものとする。
- 3 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還方法は、一括償還の方法によるものとする。

#### 第3条の6 地方公共団体資金貸付金の貸付手続き

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長及び住宅局長が別に定める期日までに地方公共団体資金貸付金貸付申請書（様式第3-1号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを、都市局長又は住宅局長（幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴う市街地再開発事業に係る貸付けにあつては都市局長、その他の市街地再開発事業に係る貸付けにあつては住宅局長。以下本編において同じ。）に提出するものとする。
  - 一 地方公共団体資金貸付金貸付計画書（様式第3-2号）
  - 二 次条第1項に基づき組合等が提出した組合等資金貸付金貸付申請書、組合等資金貸付金事業計

画書及び組合等資金貸付金資金計画書

- 2 支出負担行為担当官である都市局長又は住宅局長は、地方公共団体資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書（様式第3-3号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体資金貸付金支払請求書（様式第3-4号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体資金貸付金支払請求書の提出があった後、第1項第2号の組合等資金貸付金貸付申請書に記載された貸付金交付予定時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長又は住宅局長に地方公共団体資金貸付金借用証書（様式第3-5号）を提出するものとする。

### 第3条の7 組合等資金貸付金の貸付手続き

- 1 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けようとする組合等から、組合等資金貸付金貸付申請書（様式第3-6号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
  - 一 組合等資金貸付金事業計画書（様式第3-7号）
  - 二 組合等資金貸付金資金計画書（様式第3-8号）
- 2 地方公共団体は、組合等資金貸付金を貸し付けるに当たり、組合等から組合等資金貸付金借用証書（様式第3-9号）を提出させるものとする。

### 第3条の8 地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更

- 1 地方公共団体は、第3条の6第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第3条の6第2項の地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書の内容の変更を要するときは、地方公共団体は、同条第1項に規定する手続きに準じて地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第3-10号）を都市局長又は住宅局長に提出しなければならない。
- 3 第3条の6第2項の規定は、前項の規定による地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書の提出があった場合に準用する。（様式第3-11号）

### 第3条の9 組合等資金貸付金事業計画等の変更

- 1 地方公共団体は、組合等が第3条の7第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の承認を受けさせなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 地方公共団体は前項の規定に基づき第3条の7第1項に規定する書類の内容の変更について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。

### 第3条の10 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号の一に該当する場合には、第3条の5第2項の規定に関わらず、地方公

共団体資金貸付金を繰上償還するものとする。

- 一 組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
  - 二 第3条の6第4項に規定する地方公共団体資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長又は住宅局長が地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書（様式第3-12号）により地方公共団体資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書（様式第3-13号）を都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書（様式第3-14号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体資金貸付金の額は、組合等が繰上償還した組合等資金貸付金の額に相当する地方公共団体資金貸付金の貸付額とする。

### 第3条の11 貸付決定の取消等

都市局長又は住宅局長は、地方公共団体が第3条の6第2項に規定する地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

### 第3条の12 地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金を組合等資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 地方公共団体は、組合等に組合等資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

### 第3条の13 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体資金貸付金実績報告書（様式第3-15号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
  - 一 地方公共団体資金貸付金精算調書（様式第3-16号）
  - 二 地方公共団体資金貸付金受入調書（様式第3-17号）
- 2 地方公共団体は、組合等資金貸付金を組合等に貸付けた年度の翌年から当該組合等による当該貸付金の償還が完了するまでの間、当該組合等から毎年度6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月20日）までに前年度の組合等資金貸付金実績報告書（様式第3-18号）及び組合等資金貸付金資金調書（様式第3-19号）を提出させ、その写しを各年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月30日）までに都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長において地方公共団体資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認

めて必要な指示をしたときは、地方公共団体はその指示に従わなければならない。

- 4 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等の施行する市街地再開発事業が完了した場合には、前項の規定に関わらず、当該完了の日から30日以内に組合等から組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を提出させ、その写しを当該完了の日から40日以内に都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 5 地方公共団体において組合等資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、地方公共団体は組合等に指示し、その指示に従わせなければならない。

### 第3条の14 経理の明確化

地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

### 第3条の15 帳簿書類の調査等

都市局長又は住宅局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。

## 第2章 保留床取得資金貸付金

### 第3条の16 国の貸付対象

国は、法第1条第3項の規定により、同項第1号（第3条の規定による貸付の対象となる資金を除く。）又は第2号の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

### 第3条の17 地方公共団体の貸付対象

- 1 地方公共団体は、市街地再開発事業の施行者が施設建築物又は施設建築敷地（施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者が当該権利に対応して取得することとなるものを除く。）に関する権利（以下「保留床」という。）の全部又は一部を公募して譲渡しようとしたにも関わらず譲渡できなかった場合において、次のいずれかに該当する者が出資する施設建築物の賃貸その他の管理を目的とする法人（以下この章において「法人」という。）に当該保留床の全部又は一部を取得させるときの当該取得に必要な費用又は再開発会社が当該保留床の管理処分を行うときの当該管理処分に要する費用の貸付けを行う。ただし、当該施行者が当該保留床の全部又は一部を賃貸（施行者の責に帰すことができない理由により賃貸するもので、一時的な使用であることが明らかであり、その使用期間が18ヶ月以内である場合を除く。）した後、法人に取得させる場合又は管理処分を行う場合を除く。
  - 一 施行者
  - 二 市街地再開発組合の組合員
  - 三 株式会社である再開発会社の株主又は有限会社である再開発会社の社員（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建

建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。)

- 2 前項の法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
  - 一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えてその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。
    - イ 前項第1号に掲げる者(地方公共団体に限る。) 4分の1
    - ロ 前項第1号に掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。)又は同項第2号若しくは第3号に掲げる者 2分の1
    - ハ ロに掲げる者(前項第1号に掲げる者にあつては、個人施行者及び再開発会社に限る。)及び地方公共団体 2分の1
  - 二 施設建築物の賃貸その他の管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 3 第1項の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあっては公報その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあつては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載によって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合(施行者が組合等である場合に限る。)は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。
  - 一 施行地区の面積が0.4ヘクタール未満である場合
  - 二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

### 第3条の18 国の貸付額

第3条の16の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

### 第3条の19 地方公共団体の貸付額

- 1 第3条の17の規定に基づき、地方公共団体が一の法人又は再開発会社(以下この章において「法人等」という。)に対し貸し付ける総額は、同条第1項の保留床の取得に必要な費用又は保留床の管理処分に要する費用(当該保留床を取得しようとする場合に必要となる費用の額を限度とする。)の2分の1を超えないものとする。
- 2 前項の費用の算定の基礎となる保留床の価額は、近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等と著しく均衡を失しないよう定められなければならない。

### 第3条の20 貸付条件

- 1 国の貸付金(以下「地方公共団体保留床取得資金貸付金」という。)及び地方公共団体の貸付金(以下「法人等保留床取得資金貸付金」という。)は無利子とする。
- 2 地方公共団体保留床取得資金貸付金及び法人等保留床取得資金貸付金の償還期間は25年(10年以内の据置期間を含む。)以内とする。国及び地方公共団体は、これらの償還期間の範囲内において、法人等の業務の状況、資金の状況等を勘案して、法人等ごとに適正な償還期間を定めるものとする。
- 3 地方公共団体保留床取得資金貸付金及び法人等保留床取得資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日又は3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償

還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。

### 第3条の21 地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付手続き

- 1 地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長及び住宅局長が別に定める期日までに地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付申請書（様式第3-20号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
  - 一 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付計画書（様式第3-21号）
  - 二 次条第1項の規定に基づき法人等が提出した法人等保留床取得資金貸付金貸付申請書、法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画書、法人等保留床取得資金貸付金業務等調書、法人等保留床取得資金貸付金収支計画書及び法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分方針
- 2 支出負担行為担当官である都市局長又は住宅局長は、地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書（様式第3-22号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体保留床取得資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体保留床取得資金貸付金支払請求書（様式第3-23号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体保留床取得資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体保留床取得資金貸付金支払請求書の提出があった後、法人等保留床取得資金貸付金の貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体保留床取得資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長又は住宅局長に地方公共団体保留床取得資金貸付金借用証書（様式第3-24号）を提出するものとする。

### 第3条の22 法人等保留床取得資金貸付金の貸付手続き

- 1 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けようとする法人等から、法人等保留床取得資金貸付金貸付申請書（様式第3-25号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
  - 一 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画書（様式第3-26号）
  - 二 法人等保留床取得資金貸付金業務等調書（様式第3-27号）
  - 三 法人等保留床取得資金貸付金収支計画書（様式第3-28号）
  - 四 法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分方針（様式第3-29号）
- 2 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金を貸し付けるに当たり、法人等から法人等保留床取得資金貸付金借用証書（様式第3-30号）を提出させるものとする。

### 第3条の23 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付計画等の変更

- 1 地方公共団体は、第3条の21第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第3条の21第2項の地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書の内容に変更を要するときは、地方公共団体は、同条第1項に規定する手続きに準じて地方公共団

体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第3-31号）を都市局長又は住宅局長に提出しなければならない

- 3 第3条の21第2項の規定は、前項の規定による地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書の提出があった場合に準用する。（様式第3-32号）

#### 第3条の24 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画等の変更

- 1 地方公共団体は、法人等が第3条の22第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の承認を受けさせなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第3条の21第2項の地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書の内容に変更を要するときは、地方公共団体は、同条第1項に規定する手続きに準じて地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第3-31号）を都市局長又は住宅局長に提出しなければならない。

#### 第3条の25 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号の一に該当する場合には、第3条の20第2項及び第3項の規定に関わらず、地方公共団体保留床取得資金貸付金を繰上償還するものとする。
  - 一 法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
  - 二 第3条の21第4項に規定する地方公共団体保留床取得資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長又は住宅局長が地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還請求書（様式第3-33号）により地方公共団体保留床取得資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還申込書（様式第3-34号）を都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体保留床取得資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還通知書（様式第3-35号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体保留床取得資金貸付金の額は、法人等が繰上償還した法人等保留床取得資金貸付金の額に相当する地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付額とする。

#### 第3条の26 貸付決定の取消等

都市局長又は住宅局長は、地方公共団体が第3条の21第2項に規定する地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体保留床取得資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

### 第3条の27 地方公共団体保留床取得資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 地方公共団体は、地方公共団体保留床取得資金貸付金を法人等保留床取得資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 地方公共団体は、法人等に法人等保留床取得資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

### 第3条の28 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体保留床取得資金貸付金実績報告書（様式第3-36号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
  - 一 地方公共団体保留床取得資金貸付金精算調書（様式第3-37号）
  - 二 地方公共団体保留床取得資金貸付金受入調書（様式第3-38号）
- 2 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から翌年度の4月20日までに法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書（様式第3-39号）を提出させ、その写しを4月30日までに都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長において地方公共団体保留床取得資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、地方公共団体はその指示に従わなければならない。
- 4 地方公共団体において法人等保留床取得資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、地方公共団体は法人等に指示し、その指示に従わせなければならない。

### 第3条の29 保留床の賃貸又は譲渡

- 1 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、法人等が当該貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留床の全部又は一部を賃貸又は譲渡しようとするときには、あらかじめ、地方公共団体の長に法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書（様式第3-40号）を提出させ、承認を受けさせなければならない。
- 2 地方公共団体は前項の規定に基づき保留床の全部又は一部の譲渡について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。

### 第3条の30 賃貸又は譲渡の基準

法人等が法人等保留床取得資金貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留床を賃貸する場合における家賃又は譲渡する場合における譲渡価格は、近傍同種の建築物等の賃貸価格又は取引価格を基準とし、法人等が取得した保留床に係る貸付金の必要償還額、法人等の資金の状況、保留床賃貸事業の収支計画等を勘案し定めさせなければならない。

### 第3条の31 業務状況報告書等の提出

地方公共団体の長は、法人等に、法人等保留床取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度6月20日までに、前年度における法人等の業務の状況について法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書（様式第3-41号）に法人等の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを同年度6月30日までに都市局長又は住宅局長に提出しなければならない。



### **第3条の32 届け出の義務**

地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、法人等の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は、法人等の保有する保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長又は住宅局長にその内容を報告しなければならない。

### **第3条の33 経理の明確化**

地方公共団体保留床取得資金貸付金及び法人等保留床取得資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

### **第3条の34 帳簿書類の調査等**

都市局長又は住宅局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体保留床取得資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体保留床取得資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。